

令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金申請書（請求書） 【家計急変世帯分】

支給市区町村（※R6.12.13時点の居住地）
東根市長 あて

2ページ目（ウラ面）の【誓約・同意事項】をすべて確認し、チェックしました。
すべての内容に誓約・同意のうえ、申請します。



1 申請・請求者（世帯主）

（ふりがな） 氏名	生年月日	現住所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話番号 - -

2 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯のすべての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が東根市にない方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する、住民税課税状況を証明できる書類を添付してください（該当者全員の分）。添付がない場合、給付金（家計急変世帯分）を支給することができません。ただし、下記に該当者の「個人番号（マイナンバー）」の記載がある場合は、住民税課税状況を証明できる書類の添付を省略できます。

No.	（ふりがな） 氏名	世帯主との続柄	個人番号(マイナンバー)	こども加算 (H18.4.2以降生まれの場合○)	令和6年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合記入)	R6.1以降 家計急変 があった 人に○
			生年月日			
1	申請者（世帯主）	本人		
2				
3				
4				
5				

- ※「個人番号（マイナンバー）」の欄は、令和6年1月1日時点の住所が東根市にある方は、記入不要です。
- ※ 給付金額は、3万円+（2万円×児童の人数）です。（施設入所児童はこども加算の対象外です）
- ※ 「こども加算」の欄に該当する（○を記入する）児童は、申請者と生計を一にする児童のみとなります。
- ※ 次に該当する場合は別に申請が必要ですので、市役所 福祉課 福祉相談係（Tel42-1111(内線2145)）にご連絡ください。
 - 令和6年12月14日以降に生まれた新生児のこども加算を申請する場合
 - 申請者と別世帯（学生寮等）だが、申請者が扶養している者のこども加算を申請する場合

3 振込（受取）口座 ※原則、1の申請・請求者名義の口座を記載してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号（右づめ）	口座名義人(カタカナ) ※通帳の表記に合わせてください
銀行 農協 信組 金庫	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行の場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※金融機関で口座が作れないなど、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、市役所 福祉課 福祉相談係（42-1111（内線2145））にご相談ください。

（ウラ面に続く）

4 代理人が手続きする場合

※代理人が手続きする場合は、以下に記入してください。

(ふりがな)		代理人 生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	世帯主との 関係	
代理人氏名					
代理人住所		代理人 電話番号			
上記の者を代理人と認め、令和6年度東根市住民税非課税世帯等 に対する重点支援臨時給付金の 申請・受給 を委任します。			世帯主 (委任者)	署名(又は記名押印)	印

※基準日に世帯主と同一の世帯に属する者や法定代理人等が、代理人として申請・受給が可能です。

5【誓約・同意事項】

※すべての項目を確認し、 にチェック (✓) してください。

以下のすべての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下ア～ウの要件をすべて満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税が非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているかわからないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- すでに令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主もしくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。
- 給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないに関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。以上のことを理解しています。
- 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等の審査等をするため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書を、市において支給決定をした後、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱うことに同意します。
- 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和7年3月21日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(家計急変世帯分)の支給後、この申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

6 提出書類

- 令和6年度東根市住民税非課税世帯等に対する重点支援臨時給付金申請書(請求書)【家計急変世帯分】(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『任意の連続した3か月の収入の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『申請・請求者(代理人)の本人確認書類の写し(コピー)』
※ マイナンバーカード(オモテ面)、運転免許証、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポートなど。いずれか1点。代理人が手続きする場合は、申請・請求者分のほか代理人分も必要です。
- 『振込(受取)口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードなど(金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分)をご用意ください。
- 令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税課税状況を証明できる書類の写し(コピー)』
※ 令和6年1月1日時点の住所が東根市にない方全員分(ただし、2に個人番号(マイナンバー)の記載があれば不要)
- 『代理人の世帯主との関係を証明できる書類の写し(コピー)』
※ 戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類など。代理人と世帯主が同一世帯の場合は不要。
- その他 ※ 配偶者等からの暴力を理由に住所を移せない人が申請する場合など、特段の事情がある場合は、別途書類が必要ですので、市役所 福祉課 福祉相談係(Tel.42-1111(内線2145))にお問い合わせください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません)

本申立ての内容に相違ありません。

令和7年

月

日

申請者氏名